

国立大学法人高知大学学長選考等規則

平成 19 年 7 月 25 日
規則 第 29 号

最終改正 平成 23 年 10 月 19 日規則第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学の学長の選考及び解任について必要な事項を定めるものとする。

(選考機関)

第 2 条 学長候補者の選考は、国立大学法人高知大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）が行う。

(選考の時期)

第 3 条 学長選考会議は、次の各号の一に該当する場合に、学長候補者の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が解任されたとき。
- (4) 学長が欠員となったとき。

2 学長候補者の選考は原則として、前項第 1 号に該当する場合は、任期満了の 1 か月前までに完了し、同項第 2 号から第 4 号までに該当する場合は、速やかに選考の手続を開始するものとする。

(選考の基準)

第 4 条 学長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者でなければならない。

(学長候補者の推薦)

第 5 条 学長候補者は、次の各号により、推薦された者とする。

- (1) 国立大学法人高知大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）から推薦された者
- (2) 国立大学法人高知大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）から推薦された者
- (3) 第 8 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する投票資格を有する者（以下「投票資格者」という。） 20 人以上の連署により推薦された者

(学長選考会議における第1次選考)

第6条 学長選考会議は、第1次学長候補者を定めるため、前条の規定に基づき推薦された者について、立候補の意思を確認の上、第1次選考を行うものとする。

2 選考の方法は、学長選考会議の決定するところによる。

(学内意向調査)

第7条 学長選考会議は、学内の意向を調査するため、第1次学長候補者について投票資格者による投票（以下「学内意向投票」という。）を行うものとする。

2 学内意向投票の期日は、学長選考会議が定め、投票の1か月前までに学内に公示するものとする。

(投票資格)

第8条 投票資格者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1) 本学の学長、理事

(2) 国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第3条第1項第1号に定める大学教員

(3) 就業規則第3条第1項第3号に定める事務職員等（ただし、事務職員、技術職員、技能職員及び労務職員にあつては係長相当以上、医療職員にあつては副看護師長相当以上とする。）

2 前項の投票資格は、投票日の30日前から投票資格を有する職に引き続き在職している者とする。ただし、投票日の30日前において休職中又は停職中の者（投票日の30日前以降に休職又は停職を命ぜられた者を含む。）は、投票資格を有しない。

(投票)

第9条 投票は、指定の期日及び場所において、所定の投票用紙を用い、単記無記名とする。ただし、代理投票は認めない。

2 第1次学長候補者が1人のときには、学内意向投票は行わないものとする。

(学内意向投票管理委員会)

第10条 学長選考会議は、学内意向投票に関する事務を管理するため、学内意向投票管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 就業規則第3条第1項第1号に定める大学教員のうち、各学系に所属する教授から選出された委員 各2人

- (2) 就業規則第3条第1項第3号に定める事務職員等のうち、総務部長
- 3 委員が第1次学長候補者となったときは、当該委員の職を辞任するものとし、その後任は当該委員を選出した前項第1号に規定する学系から直ちに補充するものとする。
- 4 委員会に委員長を置き、委員会の委員の互選による。
- 5 委員長は、委員会を招集し、事務を総括する。ただし、委員長が決定されるまでの間における委員長の職務は、学長選考会議議長が行うものとする。
- 6 委員会の会議は、委員会の委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、委員長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 委員会は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。
- (1) 第1次学長候補者の名簿及び略歴書を作成し、投票の日の15日前までに投票資格者にグループウェアの教職員用掲示板（学長選考関係掲示板）に公示すること。
- (2) 投票場所及び投票時間を決定し、投票の日の15日前までにグループウェアの教職員用掲示板（学長選考関係掲示板）及び各部局内の掲示板に公示すること。
- (3) 投票資格者に学内意向投票通知書を送付し、受領の確認を行うこと。
- (4) 投票資格者名簿を作成し、グループウェアの教職員用掲示板（学長選考関係掲示板）及び学内の各事業場における筆頭課において供覧し、投票資格者を確定すること。
- (5) 投票用紙を作成し、管理すること。
- (6) 投票に立ち会い、投票場を管理すること。
- (7) 開票を行い、及び投票の効力を判定すること。

(投票結果の報告)

第11条 開票が終わったときには、委員長は、学内意向投票の結果を速やかに学長選考会議に報告しなければならない。

(学長選考会議による最終選考)

第12条 学長選考会議は、第1次学長候補者に対しヒアリングを実施の上、学内意向投票を参考にして、学長候補者を選考する。

- 2 前項における最終選考は、合議により行う。ただし、合議により学長候補者を決定することができなかつたときは、選考会議の議長を除く委員による単記無記名投票を行い、有効投票（国立大学法人高知大学学長選考等に関する細則第13条第1項各号に準ずる。以下次項において同じ。）の過半数を得た者を学長候補者として決定する。この場合に

において、過半数を得た者がいないときは、得票多数の者上位2人（末位の者と得票同数の者があるときは、議長が決する。）について、再度、選考会議の議長を除く委員による単記無記名投票を行い、過半数を得た者を学長候補者として決定する。なお、過半数を得た者がいないときの再度の投票は2回とする。

3 前項の再度の投票でなお有効投票の過半数を得た者がいないときは、得票多数の者を当選者とする。ただし、得票同数のときは、議長の決するところにより学長候補者として決定する。

4 学長選考会議は、学長候補者の選考を終了した場合には、速やかに学長又はその代理人に報告するものとする。

5 学長候補者がやむを得ない事情により学長となることを辞退したとき、又は就任することができなくなったときには、この規則により改めて選考を行うものとする。

（学長の任期）

第13条 学長の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

（学長の解任の申出）

第14条 学長選考会議は、学長が次の各号のいずれかに該当するとき、その他学長たるに適しないと認めるときは、文部科学大臣に対して、学長の解任を申し出ることができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) 職務の執行が適当でないため業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認めるとき。
- (4) 国立大学法人法（平成15年法律112号）第16条の欠格条項に該当したとき。

（解任の審査手続）

第15条 学長選考会議は、次のいずれかに該当する場合には、学長の解任審査を行う。

- (1) 委員の4人以上の連署による解任請求があったとき。
- (2) 経営協議会から解任請求があったとき。
- (3) 教育研究評議会から解任請求があったとき。
- (4) 第8条第1項第2号及び第3号に規定する投票資格者の200人以上の連署による解任請求があったとき。

2 学長選考会議議長は、前項に基づく解任請求があった場合には、速やかに学長選考会

議を招集し、解任の審査を行うものとする。

- 3 学長選考会議は、解任請求があった事実及びその解任請求の理由について、速やかに学内外に公表しなければならない。

第 16 条 学長選考会議は、解任請求を行った者から、その理由について聴取することができる。

- 2 学長選考会議は、前条第 3 項の解任請求に対する学長の意見を述べる機会を設けなければならない。ただし、意見陳述は、書面にて提出することもできる。

- 3 学長選考会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席があった場合に解任の審査を行うこととし、出席した委員の 3 分の 2 以上の同意があった場合に解任を決議できるものとする。

(解任の決定)

第 17 条 学長選考会議は、学長の解任を決議した場合には、直ちに学長に辞任を勧告するとともに、速やかに文部科学大臣に申出を行い、学内外にも公表しなければならない。

(その他)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

- 2 この規則の解釈及び運用について疑義が生じた場合は、学長選考会議が決定する。
- 3 この規則の改正は、学長選考会議において行い、委員の 3 分の 2 以上が出席し、かつ、出席した委員の過半数の同意を必要とする。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 7 月 25 日から施行する。
- 2 第 13 条の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 10 月 19 日規則第 31 号)

この規則は、平成 23 年 10 月 19 日から施行する。